

70歳以上の人自己負担額限度額表

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者 (所得から控除額を引いた額が145万円以上)	44,400円	80,100円 総医療費が267,000円を超えた場合は 越えた分の1%を加算
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税 II (I以外の住民税非課税)	8,000円	24,600円
		15,000円

年齢により限度額が異なります。
今月は70歳以上の人についてお知らせします(70歳未満の人の限度額は9月号に掲載しています)。



■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎ 75-2159

※高額療養費の支払い対象となつた場合には、診療月の2か月後に市から封書にて通知しています(2か月より遅れる場合もあります)。
※病院に提示すれば、支払いが限度額まで計算されます。
一般・現役並み所得者は発行できません(保険証の提示により、限度額まで計算されます)。



※額までで計算される限度額適用認定証については、住民税非課税(IまたはII)者にのみ発行します。



平成24年度特定保健指導を受けられた

柴田 美由紀さん(多久町)

質問 生活習慣の改善を目指して取り組まれ、変わったことは?



血糖値・中性脂肪
→正常値より少し高めでしたが、正常値に改善しました。

野菜を多めに取るようになりました。また、食事の際にはできるだけ、野菜から食べるように心がけています。

協力いただいた医師は、池田内科・胃腸科の池田先生、諸江内科循環器科医院の諸江先生、多久市立病院の後藤先生です。病院の休み時間を使って、各公民館で個別に相談を受けていただきました。

先生は相談者からゆっくり話を聞いて質問に答えたり、治療やお薬の必要性、今後の見通しなど指導されました。

参加した人は、リラックスして相談をされていました。

相談内容や先生からの指導内容は、担当の保健師が記録し、健診結果と一緒に参加者に渡しています。

治療が必要な人には、適切な医療の提供ができるよう、今回のような相談会等で、集団健診を受診された人だけのお得なきづかけ作りも行っています。

■問い合わせ 健康増進課

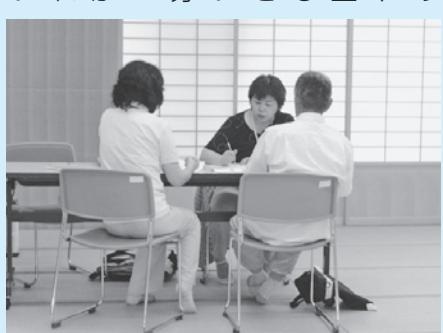
☎ 75-33355

特定健診を受けてここがお得!

糖尿病の治療が必要な人に、医師による無料相談会を行いました



自分の健康は
自分で管理
できるように
「健診を活用しよう」
その2



また、「薬の大さや勝手に止められたらなぜか?」

「病院に行つてみようと思つた」「先生から直接指導を受ける